

注 文 書

- 1 契約番号 2026000031
- 2 件 名 自家用電気工作物保安管理業務（三本木総合支所）
- 3 場 所 大崎市三本木字大豆坂24番地3
- 4 期 間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 5 別添書類
（1）仕様書
（2）積算内訳書
（3）図面
- 6 担 当 課 大崎市三本木総合支所 地域振興課

自家用電気工作物保安管理業務（三本木総合支所）仕様書

1. 目的

本業務は、電気事業法第42条および関係法令に基づき、対象施設に設置された自家用電気工作物の保安を確保し、事故の未然防止と安定的な電力供給を図ることを目的とする。

2. 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3. 対象設備

受電設備

設備容量：950KVA、受電電圧：6, 600V、最大電圧525KW
①動力200V：200KVA, ②動力200V：300KVA,
③電灯1：150KVA, ④電灯2：150KVA, ⑤電灯3：150KVA

配電設備

電気使用場所の設備

非常用予備発電装置 [容量：200KVA]

4. 業務概要

設備の機能維持及び耐久性の向上を図り、設備が円滑に運用できるよう定期的に保守点検整備を実施する。

- (1) 定期点検 隔月1回 目視点検、計器確認、異常の有無確認
- (2) 年次点検 年1回以上 停電を伴う点検含む総合点検
- (3) 臨時点検 (必要の都度)
- (4) 不良箇所改修の指導及び助言
- (5) 事故発生時の応急措置の指導及び事故原因調査並びに再発防止対策の指導
- (6) 電気関係法令に定める電気事故報告書の作成及び手続き指導
- (7) 電気関係法令に基づく立入検査の立会い
- (8) 低圧電路の絶縁状態の24時間監視及び異常発生時の応動

5. 特記仕様書

- (1) 受注者は、定期点検の都度技術者を派遣し、設備等の点検を行うこと。また、契約期間中受注者は、設備の故障等が生じても最善の処理ができる体制を整えておくこと。
- (2) 軽微な修理以外で、部品の交換、機器の交換を必要とする場合は、発注者の負担とする。
- (3) 受注者は、点検等の際には事前に発注者と連絡を取り、作業する作業員を書面で報告するとともに、安全管理に特段の留意をはかること。
- (4) 受注者は、点検業務の完了後、「実施報告書」を提出すること。
- (5) 定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

6. 入札金額 委託期間に係る総額（消費税抜き）とする。
7. 支払方法 発注者と受注者とが協議のうえ定める。
8. 被災者等の積極的な雇用
本業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。
9. 暴力団等の排除について
- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
 - (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
 - (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。
- なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。
10. 長期継続契約の該当について
本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。
- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。
 - (2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

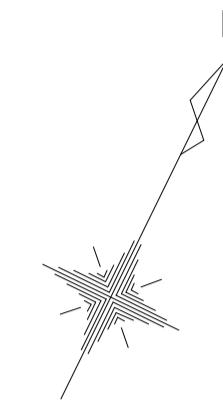
積 算 内 訳 書

業務名	自家用電気工作物保安管理業務（三本木総合支所）				
種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
自家用電気工作物保安管理業務 （三本木総合支所）	月	12			
小 計					
3 年	年	3			
消 費 税	%	10.00			
合 計					

※入札書には委託期間に係る総額（消費税抜）を記入すること

道の駅 三本木 やまなみ

国道4号線

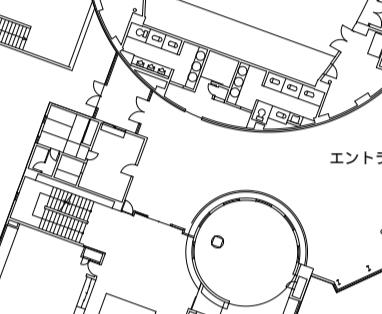


県道仙台三本木線

駐車場



ふれあいホール



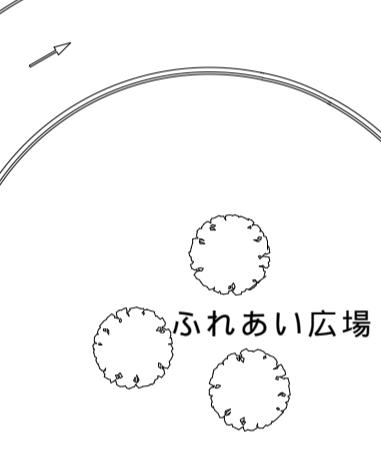
エントランスホール



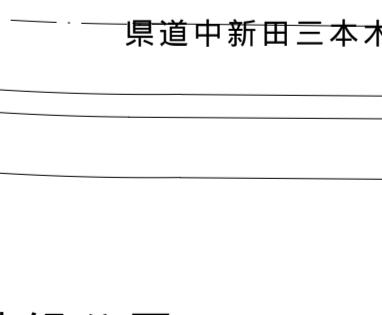
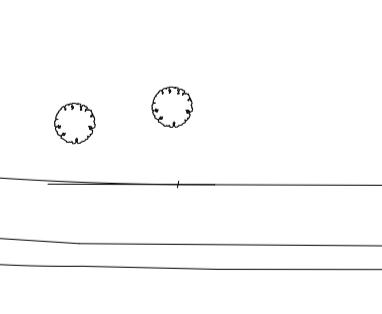
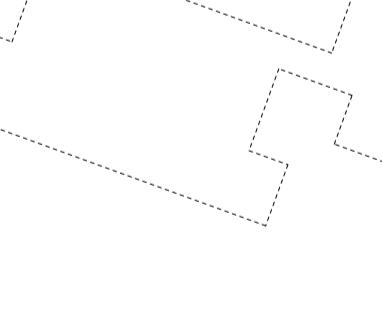
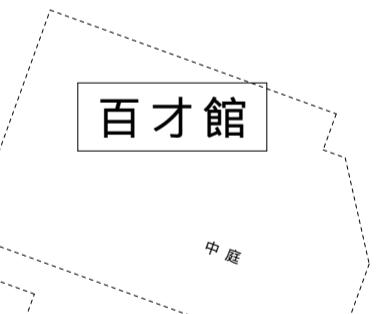
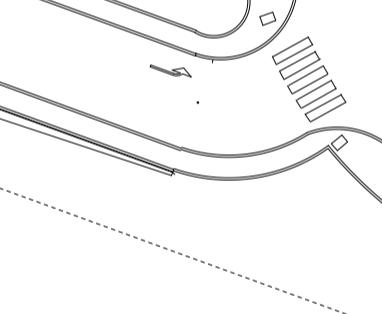
役場庁舎



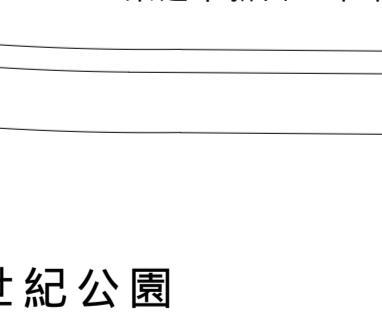
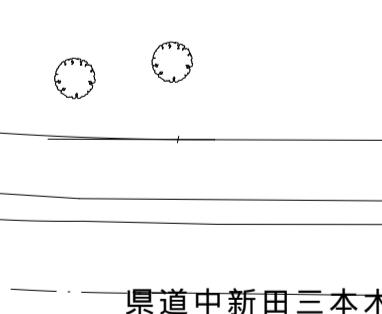
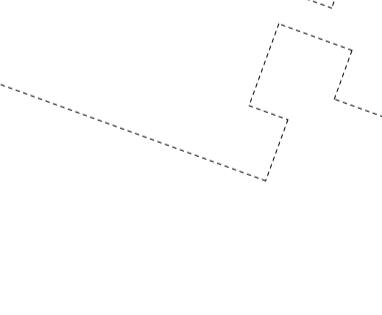
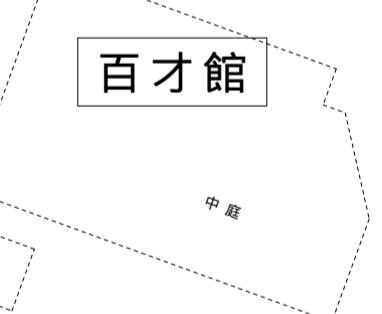
駐車場



ふれあい広場

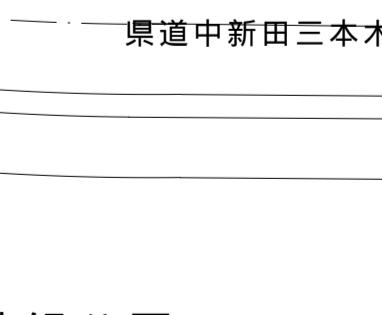


ひまわり園



配置図 1/500

新世紀公園



Check
Charge
Draw

Date
Scale 1 / 500

C.T itol
P.T itol

三本木総合支所
配置図

Draing No.



大崎市

O s a k i C i t y